

「支障枝剪定作業(一般市道大宅深草線)」仕様書

(担当:川端、山口 TEL075-591-0013)

1 件名

支障枝剪定(一般市道大宅深草線)作業

2 目的及び概要

本市が管理する一般市道大宅深草線の道路交通支障枝剪定を実施するもの

3 期間

令和8年11月6日まで

4 場所

京都市山科区勸修寺小松原町他地内

5 範囲

【別紙1】位置図及び【別紙2】記載の範囲

6 見積項目

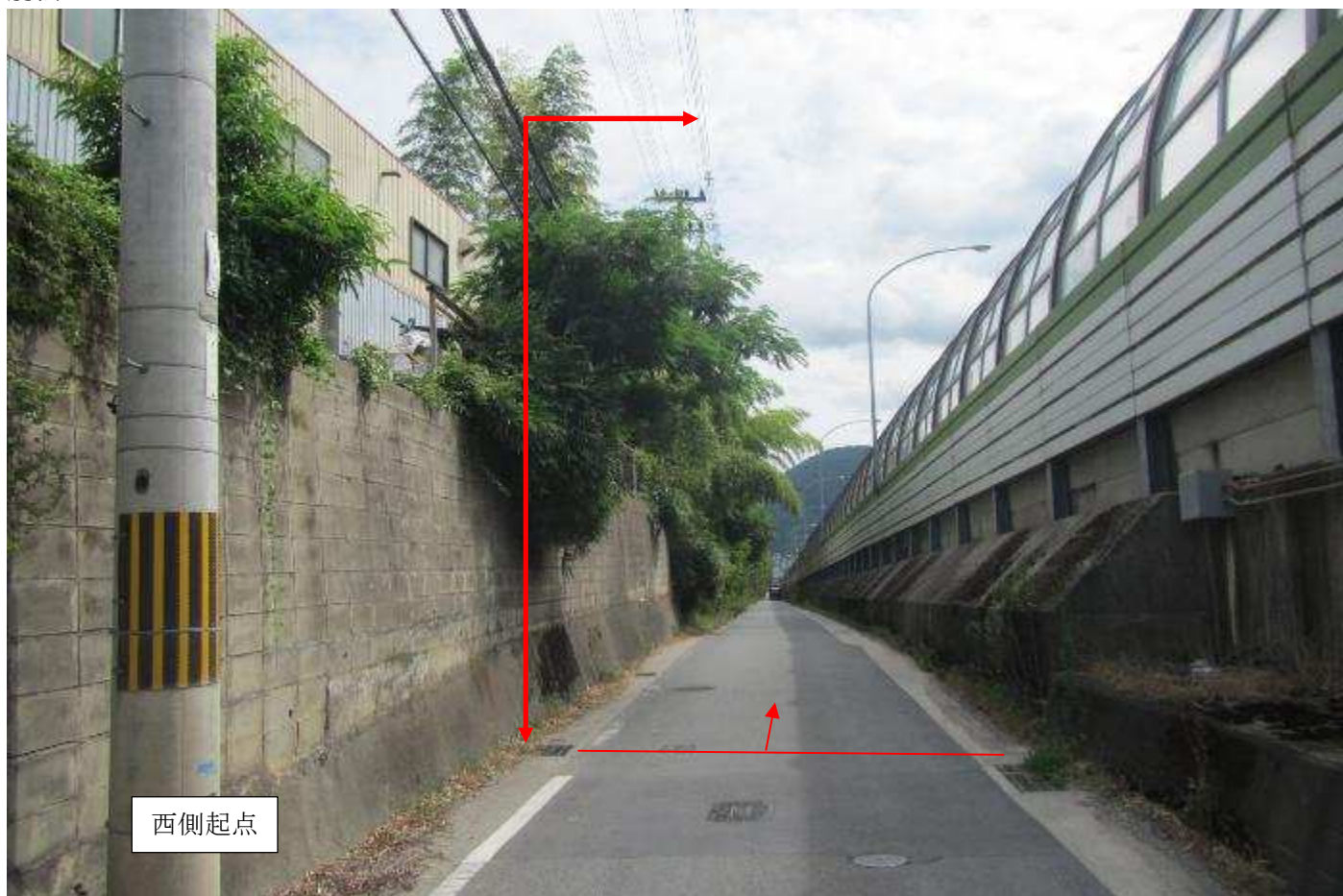
- ・剪定作業(処分含む)
- ・高所作業車(絶縁仕様)
- ・交通誘導員(1日あたり2名配置)
- ・

7 支払条件

業務完了後、範囲において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

【特記事項】

- 幅員狭小につき、作業時は交通誘導員2名を配置し、片側交互通行による作業とする。適切な交通誘導を行い、安全管理を図ること。
- 電線近くの作業になるため、安全に留意すること。
- 本作業に必要な機材等の全ての費用は、本業務に含む。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- 受注者による道路使用許可に係る手続きは不要。





側溝より車道側に出る高さ 4.5m以下の中にある枝葉全剪定



東側終点